

保存版

PTA

団体割引適用、健康・医療相談サービス無料セット

東京都小学校PTA協議会互助会 **24時間補償**

一部補償は24時間補償ではありません。

小学生総合保障制度

(こども総合保険)

推奨の言葉

東京都小学校PTA協議会互助会
会長 松川 國秋

皆様には平素よりPTAの諸活動にご協力を賜わりまして誠にありがとうございます。

さて、今回ご案内申し上げます「小学生総合保障制度」は対象となる事故を学校生活中やPTA活動中に限定せず、日常の暮らしの中で直面するさまざまな危険(リスク)を24時間総合的に補償する制度です。また病气入院の補償を準備し、より充実した内容となっています。

都小PTA協議会互助会の割引を適用することによりSSプランの場合約**45%**も割安な掛金となっております。

さらに通話料無料の**健康・医療相談サービス**、**セカンドオピニオンアレンジサービス**が利用できるなど、便利な制度として皆様のお役に立てさせていただいております。

未加入の方はパンフレットをよくご覧にならまして、この機会に是非ご加入されますようお勧め致します。



病气補償、地震・噴火・津波補償付
のプランもあります

約45%割引

(SSプラン・加入者10,000名以上の場合)

PTAが窓口の団体契約の加入制度だから
保険料が約45%も割安です。

保険料は便利な口座振替ですので、現金は不要です。

すでにご加入されている方は、別途「自動継続のご案内」を郵送していますので、再度のお申込みは不要です。

	申込締切日	保険期間	加入者証送付時期	口座振替日
第1次締切	3月31日(土) 消印有効	平成24年4月1日(午前0時)～ 平成25年4月1日(午後4時) (1年間)	5月中旬	5月28日
第2次締切	4月28日(土) 消印有効	平成24年5月1日(午前0時)～ 平成25年4月1日(午後4時) (11か月間)	6月中旬	6月27日

ご加入いただく皆様へ

別紙の補償内容(概要)および別紙の重要事項説明書には、ご契約にあたっての重要な事項(「契約概要」・「注意喚起情報」・「意向確認」)が記載されていますので、事前に必ずご一読ください。特に、皆様にとって不利益な情報(「保険金をお支払いできない主な場合」など)が記載されている部分につきましては、その内容についてご確認をお願いいたします。この保障制度に関するお問合せは、本書裏面の取扱代理店または引受保険会社までご連絡ください。また、申込締切日後のお申込方法は、裏面の取扱代理店までお問い合わせください。

もしもの時に

個人賠償責任補償

(ご家族が対象) (全プランセット)

誤ってご近所のクルマに傷を付けてしまったり、公園で遊んでいてお友達にケガを負わせてしまったり…
元気な子どもたちには思わぬ事故がつきものです。



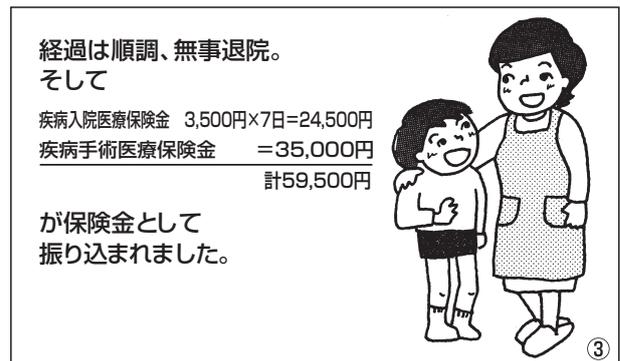
病気補償

(1泊2日の入院から補償します)

(ご加入のお子さま本人のみ対象) (SS,SXプランにセット)

お子さまの急な病気は、とても心配です。入院を伴うととても不安です。お子さまが病気で入院・手術された場合でもしっかり補償します。

※補償開始後に発病した病気を原因とするものが、補償の対象となります。先天性異常や補償開始前に発病していた病気については補償の対象とはなりません。
※疾病手術医療保険金については、補償対象外の手術もあります。



安心できる補償を

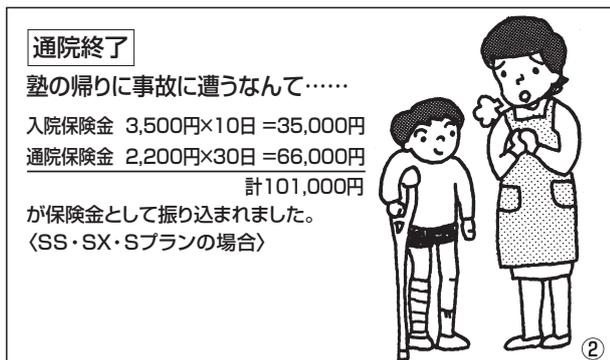
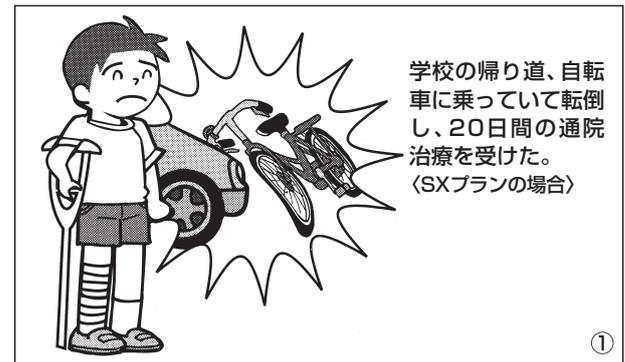
傷害(ケガ)の補償〈1日の通院から補償します〉

(ご加入のお子さま本人のみ対象)〈全プランセット〉
毎日の学校生活だけでなく、地域のクラブ活動や塾、習い事など子どもたちのライフスタイルもますます多様化の時代です。休日の増えた子どもたちを24時間お守りします。

簡単支払特急便

AIUでは保険料口座振替システムを利用いただいたお客さまを対象に、お支払保険金が5万円以下など一定の条件を満たす「傷害(ケガ)の補償」(おケガされた場合)のご請求につきまして、保険金請求書や診断書のご手配なしに保険金をお支払いします。

※詳細については中面をご確認ください。



《補償内容の詳細につきましては、[補償内容一覧] および別紙[補償概要] も合わせてご参照ください。》

1. 個人賠償責任補償 〈国内・国外を問わず補償〉

ご家族が対象となります(全プランセット)

お子さまやそのご家族(家族の範囲については、「補償概要」をご覧ください。)があやまって他人にケガをさせたり、他人の財物をこわしたりして、法律上の損害賠償責任を負った場合に補償します。

※スポーツでは、ルールに従ってプレーしていても、いわば必然的に起こってしまう事故もあります。通常、このようなケースでは法律上の損害賠償責任は発生しませんので補償の対象となりません。また自動車使用中(運転、ドアの開け閉め等を含みます。)やバイク運転中の事故は補償の対象となりません。

保険金支払例

- 塾の帰り、雨が降っていたので急いでいた。

自転車同士で衝突し、相手が頭がい骨骨折で後遺障害が残った。

お支払金額 **17,463,000円**

- 飼っている犬が他人にかみつキケガをさせた。

お支払金額 **218,700円**

- キャッチボールをしていて、それたボールが駐車中の車のフロントガラスを割ってしまった。

お支払金額 **156,500円**



2. 傷害(ケガ)補償 〈24時間補償〉

ご加入のお子さま本人のみ対象となります(全プランセット)

授業中、クラブ活動中の事故だけでなく、交通事故・レジャー中の事故など、さまざまな事故によるお子さまのケガが対象となり、通院、入院、手術の補償から後遺障害や万一の死亡まで幅広く補償します。

※急激・偶然・外来の事故によるケガに該当しない疲労骨折などは保険金支払いの対象になりません。詳しくは「用語のご説明」でご確認ください。

保険金支払例

- 休日、交差点で車に巻き込まれ足に重傷を負った。

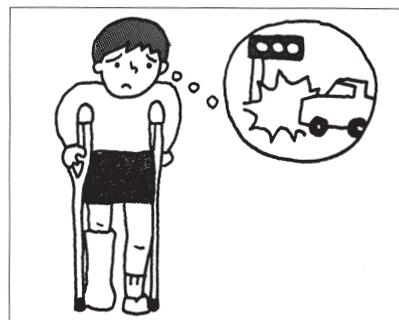
入院50日 通院20日 手術(手術保険金の倍率10倍)

お支払金額 **254,000円**(SS・SX・Sプランの場合)

- クラブ活動の帰り自転車で走行中、転倒・骨折した。

入院10日 通院20日 手術(手術保険金の倍率10倍)

お支払金額 **114,000円**(SS・SX・Sプランの場合)



Q PTAの行事中の事故は単位PTAで加入している「PTA総合補償制度」から給付があるとのことですが、その場合、この「小学生総合保障制度」にも請求できるのですか？

A もちろんご請求いただけます。傷害補償は24時間事故でケガをされた場合に補償されます。他の制度(PTA総合補償制度や日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度、簡易保険など一般の保険)の給付に関係なく別枠でお支払い致しますので「AIUS学校事故受付センター」までご連絡ください。

3. 傷害医療費用補償 〈24時間補償〉

ご加入のお子さま本人のみ対象となります(SSプランのみセット)

お子さまがケガをして医師の治療を受けた場合に実際に負担された治療費用、医師の指示による差額ベッド代や入院退院時の交通費などを補償します。

保険金支払例

- 公園のすべり台で階段を踏み外して転落。大腿骨骨折で30日間入院(計算式)

お支払金額 **380,000円**(SSプランの場合) 治療費(一部負担金) = 80,000円
差額ベッド1万円 / 1日×30日 = 300,000円

※子供医療費助成制度などにより支払われた費用は重複して支払われません。※疲労骨折は補償の対象となりません。

4. 病気の補償 〈24時間補償〉

ご加入のお子さま本人のみ対象となります(SS・SXプランにセット)

お子さまが保険期間中に新たに病気になり、入院・手術をされた場合、疾病入院医療保険金、疾病手術医療保険金、疾病入院療養一時金が支払われます。

- 短期の入院に備えて〈疾病入院医療保険金〉

お子さまが補償期間(保険期間)開始後に発病した病気の治療のため1泊2日以上入院された場合に、入院1日につき、疾病入院医療保険金をお支払いします。ただし、同一の病気に対しては60日を限度とします。

- 長期の入院にも対応〈疾病入院療養一時金〉

お子さまが補償期間(保険期間)開始後に発病した病気の治療のために継続して60日以上入院が必要であると医師に診断された場合に、一時金をお支払いします。

- 病気の手術にもお支払いします〈疾病手術医療保険金〉

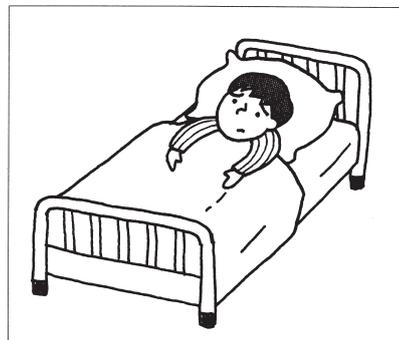
お子さまが補償期間(保険期間)開始後に発病した病気の治療のため所定の手術を受けられた場合にお支払いします。

※病気補償について

補償開始後に発病した病気を原因とするものが補償の対象となります。

先天性異常や補償開始前に発病していた病気を原因とするものについては、補償の対象となりません。

※疾病手術医療保険金には対象外の手術もあります。



保険金支払例

- 盲腸を手術し、7日間入院した。

入院7日 手術(疾病手術医療保険金の倍率10倍)

お支払金額 **59,500円**(SS・SXプランの場合)

〈計算式〉

疾病入院医療保険金 3,500円×7日 = 24,500円

疾病手術医療保険金 = 35,000円

保険金支払例

- カゼをこじらせ肺炎になり、60日を超える入院となった。

お支払金額 **510,000円**(SS・SXプランの場合)

〈計算式〉

疾病入院医療保険金 3,500円×60日 = 210,000円

疾病入院療養一時金 = 300,000円

※病気の補償には「通院補償」はありません。

5. 病気死亡見舞金(葬祭費用) <24時間補償> ご加入のお子さま本人のみ対象となります(SS・SX・Sプランにセット)

お子さまが補償期間(保険期間)中に病気※を発病し、補償期間中または発病からその日を含めて180日以内に死亡された場合に実際に負担された葬祭費用を保険金額を限度に補償します。(保険金額(100万円)が限度となります。)

保険金支払例 ●肺炎で死亡した。

お支払金額 1,000,000円(SS・SX・Sプランの場合)

※補償開始後に発病した病気を原因とするものが、補償の対象となります。補償開始前に発病していた病気を原因とするものについては、補償の対象となりません。

6. 地震・噴火・津波補償 <24時間補償> (SS・SX・Sプランにセット)

お子さまが地震もしくは噴火またはこれらによる津波によってケガなどをされた場合に、死亡、後遺障害、入院、手術、通院、傷害医療費用(SSプラン)、病気死亡見舞金をお支払いします。また、扶養者が地震もしくは噴火またはこれらによる津波によってケガをされ、死亡された場合に育英費用をお支払いします。

保険金支払例 ●お子さまが学校からの帰り道、地震が原因で落下してきた建物の屋根瓦に当たりケガをした。

入院10日 通院5日

お支払金額 46,000円(SX・Sプランの場合)

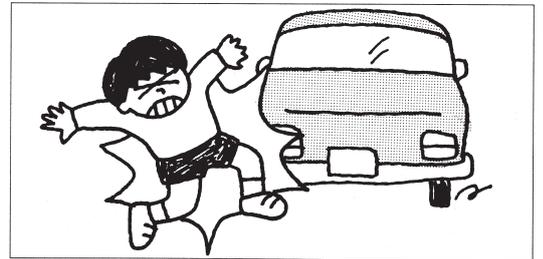
7. 被害事故補償 <24時間補償> ご加入のお子さま本人のみ対象となります(SS・SX・Sプランにセット)

お子さまが犯罪行為またはひき逃げ事故の被害者となり、死亡または所定の重度の後遺障害が生じた場合に補償します。

(一事故あたりの支払限度額・SS,SXプラン/2,000万円・Sプラン/1,000万円)

保険金支払例 ●横断歩道を走行中にひき逃げ事故にあい後遺障害(後遺障害1級)を負った。

お支払金額 20,000,000円(SS・SXプランの場合)



8. 育英費用補償 <扶養者傷害死亡補償> 扶養者の方が対象となります(SS,SX,S,Bプランにセット)

扶養者がケガをされ、事故の日からその日を含めて180日以内に死亡したり、所定の重度後遺障害を負った場合、お子さまの育英費用として一時金をお支払いします。(病気は対象となりません。)

保険金支払例 ●父親が交通事故で死亡した。

お支払金額 1,000,000円(SS・SX・Sプランの場合)

(Bプランは500,000円)



9. 学校管理下動産補償 <ご加入のお子さま本人のみ対象となります(SS・SX・Sプランにセット)>

学校の授業・登下校中などに、お子さま本人が携帯している身の回り品が破損したり、盗難にあった場合に、その損害額(修理費または時価額※のいずれか低い金額)を補償します。(自転車など一部対象外の物があります。)

※「時価額」とは、同等の物を新たに購入するのに必要な金額から使用による消耗分を差し引いて、現在の価値として算出した金額をいいます。

保険金支払例 ●体育の授業中にメガネを落とし、レンズが割れた。

お支払金額 5,000円(自己負担額1,000円)(SS・SX・Sプランの場合)

さらにこんな特約もついています。

①熱中症補償(24時間補償) (ご加入のお子さま本人のみ対象となります) (全プランセット)

死亡、後遺障害、入院、手術、通院については、お子さまが日射または熱射によって熱中症を発病した場合も、補償の対象となります。

保険金支払例 ●スポーツ中に熱射で倒れ、救急車で病院に運ばれた。3日間入院した。

お支払金額 10,500円(SS・SX・Sプランの場合)

②細菌性食中毒補償<24時間補償> (ご加入のお子さま本人のみ対象となります) (全プランセット)

お子さまが摂取したものにより細菌性食中毒またはウイルス性食中毒を発病した場合、死亡、後遺障害、入院、手術、通院、傷害医療費用(SSプラン)が補償の対象となります。

③特定感染症補償(葬祭費用セット) <24時間補償> ご加入のお子さま本人のみ対象となります(SS・SX・Sプランセット)

お子さまが補償期間(保険期間)中に法令で定める特定感染症(一類～三類感染症)を発病した場合、後遺障害、入院、通院、葬祭費用が補償の対象となります。

保険金支払例 ●旅行先から帰宅して3日後、激しい腹痛があり病院に行ったところ、O-157による腸管出血性大腸菌感染症であることが判明。20日間入院し、退院後8日間通院。

お支払金額 87,600円(SS・SX・Sプランの場合)

約45%割引

(SSプラン・加入者10,000名以上の場合)
PTAが窓口の団体契約の加入制度だから
保険料が約45%も割安です。

おすすめプラン

補償内容一覧

加入プラン	SSプラン	SXプラン	Sプラン	Bプラン	Cプラン	
第1次締切の加入者(1年間) 年間掛金(一時払)	15,000円	13,000円	10,000円	5,000円	3,000円	
第2次締切の加入者(11か月間) 年間掛金(一時払)	13,810円	11,980円	9,210円	4,600円	2,760円	
上記年間掛金には右記制度 運営費が含まれています。	750円	650円	500円	250円	150円	
個人賠償責任(一事故あたり支払限度額)	3億円	2億円	1億円	5,000万円	3,000万円	
傷 害 (ケ ガ) 補 償	入院保険金日額 (180日限度)	3,500円	3,500円	3,500円	2,400円	1,300円
	手術保険金(要入院) 所定の手術の種類によって 上記入院保険金日額の (1事故あたり一回)	10・20・40倍	10・20・40倍	10・20・40倍	10・20・40倍	10・20・40倍
	通院保険金日額 (90日限度)	2,200円	2,200円	2,200円	1,500円	800円
	後遺障害保険金 (後遺障害の程度によって)	421.7~約12.6万円 (282.4~約8.4万円)	428.9~約12.8万円 (308.1~約9.2万円)	386.9~約11.6万円 (289.1~約8.6万円)	218.5~約6.5万円 (162~約4.8万円)	155.5~約4.6万円 (120.6~約3.6万円)
	死亡保険金	421.7万円 (282.4万円)	428.9万円 (308.1万円)	386.9万円 (289.1万円)	218.5万円 (162万円)	155.5万円 (120.6万円)
細菌性食中毒補償 ※1 (下記注意書き参照)	補償します	補償します	補償します	補償します	補償します	
熱中症補償 ※2 (下記注意書き参照)	補償します	補償します	補償します	補償します	補償します	
地震・噴火・津波補償 ※3 (下記注意書き参照)	補償します	補償します	補償します	補償しません	補償しません	
特定感染症補償(葬祭費用セット) ※4 (下記注意書き参照)	補償します	補償します	補償します	補償しません	補償しません	
育英費用(一時金)	100万円	100万円	100万円	50万円	補償しません	
被害事故補償(一事故あたり支払限度額)	2,000万円	2,000万円	1,000万円	補償しません	補償しません	
学校管理下動産(自己負担額1,000円) (契約年度あたり支払限度額)	10万円	10万円	5万円	補償しません	補償しません	
病気死亡見舞金 (葬祭費用)(支払限度額)	100万円	100万円	100万円	補償しません	補償しません	
病 気 の 補 償	疾病入院医療保険金 1泊2日以上入院・日額(60日限度)	3,500円	3,500円	補償しません	補償しません	
	疾病手術医療保険金 所定の手術の種類によって上記疾病 入院医療保険金日額の	10・20・40倍	10・20・40倍	補償しません	補償しません	
	疾病入院療養一時金 60日以上入院が必要と診断された場合	30万円	30万円	補償しません	補償しません	
傷害医療費用 (一事故あたり支払限度額)	100万円	補償しません	補償しません	補償しません	補償しません	

上記補償金額(保険金額)、制度掛金(保険料)は、過去の実績をもとに加入者10,000名以上の場合の団体割引を適用したものです。補償期間開始日時時点で5,000名以上10,000名未満の場合は、団体割引が異なり、第1次締切の加入者の場合補償金額(保険金額)が()内に変更になります。第2次締切の加入者の場合以下の補償金額(保険金額)に変更になります。

加入プラン	SSプラン	SXプラン	Sプラン	Bプラン	Cプラン
後遺障害保険金 (後遺障害の程度によって)	284~約8.5万円	310.8~約9.3万円	291.8~約8.7万円	160~約4.8万円	120.6~約3.6万円
死亡保険金	284万円	310.8万円	291.8万円	160万円	120.6万円

※1:「細菌性食中毒補償」が補償対象の場合、保険金額は上記「傷害補償」、「傷害医療費用」と同額です。(いずれも保険金額の表示がある補償内容が補償の対象です。)
 ※2:「熱中症補償」が補償対象の場合、保険金額は上記「傷害補償」と同額です。
 ※3:「地震・噴火・津波補償」が補償対象の場合、保険金額は上記「傷害補償」、「育英費用」、「傷害医療費用」、「病気死亡見舞金」と同額です。(いずれも保険金額の表示がある補償内容が補償の対象です。)
 ※4:「特定感染症補償」が補償対象の場合、補償開始日から10日以内に発病した特定感染症は補償の対象になりません。また、「後遺障害」、「入院」、「通院」の各保険金額は上記「傷害補償」と同額、葬祭費用保険金の支払限度額は300万円です。

郵送でカンタン申込! ご加入方法

同封の「加入依頼書」をご郵送ください。

制度掛金は口座振替のため、お申込みの際は現金不要です。

ステップ

1 ご希望プランをお選びください。

左側の補償内容一覧をご覧ください。

パンフレットにご案内のプランは全部で5種類。とくに病気補償と傷害医療費用補償付きの『SSプラン(年払15,000円)』がおすすめです。

1日あたりで約41円程度の掛金で、お支払いは便利な年1回の口座振替です。

他にSXプラン・Sプラン・Bプラン・Cプランがございますので詳細は左記補償内容一覧をご参照ください。

*お申込みいただきますと小学校ご卒業年度末まで自動的に継続致します。

子どもには
何が起るか
わからないしねえ...



団体契約のため
約45%割引
(SSプラン加入者10,000名以上の場合)

ステップ

2 加入依頼書にご記入・ご捺印ください。

お手元に預金通帳をご用意ください。

別紙「記入例と記入上の注意」をご覧くださいの上で記入ください。



子どものお守りとして
入っておこう。

加入依頼書の3枚目が「お客さま控」となりますので、重要事項説明書とともにお手元に保管ください。

〈制度掛金お振替口座記入上の注意〉

*制度掛金のお振替ができない金融機関があります。

*制度掛金のお振替ができない場合がありますので、金融機関の合併・統廃合がある場合、正しい名称等をご記入ください。

えっと、まず
通帳と印かんね。



ステップ

3 返信用封筒にてご郵送ください。

郵送するだけで手続き完了です。

①加入依頼書は学校ではお受付できませんので、返信用封筒(このパンフレットを封入した封筒)にて事務局までご郵送ください。

②現金での受付は、お取り扱い致しておりませんのでご注意ください。

※ピンク色の返信用封筒に80円切手を貼ってご送付ください。

※兄弟姉妹は同一の封筒で一緒にお送りいただいて結構です。

※補償に関する各種お問合せは学校ではなく、パンフレット裏面の「制度に関するお問合せ先」までお願い致します。

これで安心だわ。



ステップ

4 加入者証をお送りします。

当制度は団体契約のため、加入者証はパンフレット記載の口座振替日の約2週間前にお届けします。

加入者証到着までに事故等がございましたら、パンフレット記載の連絡先までご連絡ください。

なお、加入者証到着以前でも補償開始日より補償は開始されております。

●加入者証送付時期

①第1次締切[3月31日(土)]:5月中旬頃

②第2次締切[4月28日(土)]:6月中旬頃

●制度掛金の口座振替日

①平成24年5月28日(月)

②平成24年6月27日(水)

ステップ

5 安心の自動継続。

当制度は安心の自動継続。

お子さまが小学校ご卒業まで自動的に継続致しますのでかけ忘れのご心配がありません。

*掛金は便利な口座振替で、卒業までの自動継続となります。すでにご加入済みの方は、2月頃に別途「自動継続のご案内」を郵送していますので、お申込み不要です。

簡単支払特急便

お電話一本でスピーディーに保険金をお支払い

ケガによる入院・通院で5万円以下のご請求は、
電話による事故報告のみで保険金をお支払いします。

子どもが、ケガをしたけど
保険金の請求手続きって
面倒なのよね〜。
そうだ!「簡単支払特急便」
に電話してみよう。



ハイ、AIUの
「簡単支払特急便」です。
さっそく保険金は、
ご指定口座にお振り込み
させていただきます。



ウワ〜!!すごいわ〜
こんなに簡単に
保険金がもらえるなんて
「簡単支払特急便」って、
便利だわ〜



利用条件

- スクール傷害サービスセンターで補償内容と本人確認ができ、制度掛金振替口座へ保険金支払が可能な契約であること。
 - 事故発生状況とケガの態様や程度および治療内容に整合性があり、お支払保険金が5万円以下であること。
 - 報告人がご両親のいずれかで、治療終了後のご報告であること。
 - 事故日から3か月を超えたご請求、または年間を通じて4回目以降のご請求は、書類による手続となります。
- *ご利用方法と受付電話番号は、後日送付する加入者証でご案内します。

受付時間

月〜金曜日 9:00〜17:00(土・日・祝日・12/30〜1/4を除く)

セカンドオピニオンアレンジサービス

ご加入のお子さまのみ対象

各専門分野の総合相談医*がお子さまの病症状のご相談をお受けします。

受付時間 月～金曜日10:00～16:00
(土・日・祝日・年末年始を除く)

たとえばこんな時に 相談例

- ▶ 症状にあった専門医に相談したい。
- ▶ 手術することになったが、他に選択肢はないの？
- ▶ 高度な治療が必要らしい。どうしたらいいの？



セカンドオピニオンの提供

より良い医療の選択のために、主治医以外の医師から現在の診断に対する見解や今後の治療方針、方法についての意見を提供します。



優秀専門医*の紹介

総合相談医*の判断により、より高度な専門性が求められる場合は、病症状に合わせて優秀専門医*を紹介しします。



(*ティーベック株式会社の用語定義によります。)

※ご利用にあたっては、加入者番号が必要となりますので、ご連絡の際には、必ずお手元へ加入者証をご用意ください。

※日常的に見られる病気および軽度の外傷で専門性を必要としないものはお受けできません。また、地域や内容によりご希望に沿えない場合があります。

ハロー健康相談24 (24時間年中無休)

ご加入のお子さまとご家族対象

医師や経験豊かな看護師、臨床心理士などが、健康・医療・ストレスに関して電話でアドバイスします。医療機関に関する情報も提供します。

たとえばこんな時、お気軽にご相談ください。 相談例



▶ 子どもの熱が38.5度もあります。深夜でも診てもらえる病院が近くにありますが？

▶ 昼間、公園で足首をひねってしまった。夜になって腫れがひどくなってきたのですが…

▶ 子どもがタバコの吸いながら食べてしまいました。どうすればよいですか？

※受付電話番号は後日送付する加入者証でご案内します。加入者証が届くまでは、03-3839-1687(サービス利用方法24時間テープ案内)にご連絡ください。
※当サービスは、補償期間(保険期間)中、AIU保険会社がティーベック株式会社に委託してご提供します。なお、予告なく変更・中止される場合があります。

■保険金のご請求は

万全の受付体制だから、24時間いつでもどこでも安心です。

AIUスクール事故受付センター(通話料無料)

0120-300-399

夜間や土日問わず、専門スタッフが事故の受付対応を行います。

インターネット

http://www.aiu.co.jp

インターネットでも事故のご連絡をお受付致します。

●次の場合ただちに取扱代理店または引受保険会社へご連絡ください。

- 1.事故が起きたとき。補償期間(保険期間)中にこの保険の対象となる事故または病気にあわれた場合は、事故の日から30日以内にご連絡ください。その後の手続きについてご案内します。
- 2.後日お配りする加入者証の記載内容に変更があったとき。例えば、住所変更・転校・転園など。ご住所の通知がない場合、重要なお知らせがお届けできなくなる場合がありますので、必ずご連絡ください。
- 3.団体の構成員(会員)でなくなった場合は、補償を継続できなくなるため、必ずご連絡ください。

引受保険会社の損害保険募集人は保険契約の締結の代理権を有しております。このパンフレットは保険の概要をご説明したものです。詳細につきましては取扱代理店または引受保険会社にお問い合わせください。

インターネットでも総合保険の約款をご案内しています。後遺障害保険金や手術保険金の別表などは、こちらで確認いただけます。

(<http://www.aiu.co.jp/schkeiyaku>)

■制度に関するお問合せ先(取扱代理店)

株式会社 東京セントラル 〒160-0023 東京都新宿区西新宿7-5-25
西新宿木村屋ビルディング2F

TEL (03) 3364-1717 受付時間 月～金 AM9:00～PM5:00

E-MAIL info@tokyo-central.co.jp

■引受保険会社



CHARTIS

学校契約センター

〒279-0013 千葉県浦安市市田の出2-1-1 科研新浦安ビル

TEL (047) 700-6161

AIU保険会社

エィアユー・インシュアランスカンパニー

受付時間:土・日・祝日・年末年始を除く午前9:00～午後5:00